

国見町創業応援利子補給補助金

新たに町内で事業を営もうとする方が借り入れる資金に対して、
利子補給を行います

利子補給 30万円×3年間

対象融資	<p>① 福島県起業家支援保証融資（県内金融機関で実施）</p> <p>② 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資</p> <p>③ 町内民間金融機関が実施する融資であって、①又は②に規定する融資の標準的な条件に準ずる融資</p> <p>※対象融資額は、2,000万円を上限とします。（これを上回る場合も2,000万円とみなします。）</p> <p>※借換資金としての融資は、利子補給の対象となりません。</p>
対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たす方</p> <p>① 対象融資を受けた後、新たに創業する方、第二創業する方または創業1年内の方</p> <p>② 福島県信用保証協会の保証対象となる事業を営む方</p> <p>③ 町内に本社または主たる事業所を設置する法人又は個人事業主であって、引き続き町内で事業を営む者</p> <p>④ 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあつては、当該許認可等に係る登録又は届出を行っていること。</p> <p>⑤ 町税を滞納していない者</p>
利子補給額	<p>年間30万円×3年間以内</p> <p>※空き家を活用した場合は、年間30万円×5年間以内</p>
利子補給対象期間	<p>令和5年4月1日以降に対象融資の第1回目の償還した利子分から3年以内</p> <p>※空き家活用の場合は5年以内</p>
申請書類	<p>① 補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>② 融資契約書の写し</p> <p>③ 返済予定表の写し</p> <p>④ 金融機関に提出した事業計画書の写し</p> <p>⑤ 個人事業開業届出書の写し（税務署に提出するもの）又は履歴事項全部証明書の写し</p> <p>⑥ 許可証等の写し（許認可等を要する業種の場合）</p> <p>⑦ 事業所・店舗の位置が確認できる住宅地図等</p> <p>⑧ 市町村税納税証明書の写し</p> <p>⑨ その他必要な書類</p>
申請先 お問合せ先	<p>国見町産業振興課商工観光係</p> <p>〒969-1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7</p> <p>TEL 024-585-2238</p>



申請から利子補給受領までの流れ

